

ふくい

気をつけよう！
見守ろう！

の消費生活

エシカル消費についてご存じですか？

エシカル消費とは、「環境」、「人・社会」、「地域」に配慮し、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うことです。

私たち消費者一人ひとりが、社会的な課題に気づき、日々の買い物と消費を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。



「気をつけよう！見守ろう！ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます→



目次

- エシカル消費について 2、3
- 生活関連物資の価格調査／家庭でできる省エネ 4
- 遺伝子組み換え食品について 5
- 「令和4年度の消費生活相談の概要」をお知らせします 6
- 受講生大募集！自宅で学べる消費生活通信セミナー／くらしの基本セミナー／親子体験講座 ... 7
- 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内 8

エシカル消費について

- エシカル消費は環境、人・社会、地域に配慮した消費行動であり、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、特にゴール12（持続可能な生産消費形態を確保する）に関連する取組です。

何だか難しそう？いえいえ、そんなことはありません！

環境に配慮した商品、途上国の誰かを支援することにつながる商品、地元の生産者がつくる農産物や商品など、自分以外の誰もが笑顔になれるお買い物は、エシカル消費なのです！



商品・サービスを購入する際には、「品質」や「価格」だけでなく、「何かのためになっているもの」を選んでみてください。

エシカル消費って!?

商品のメリット

おいしい	安い
安心	品質

エシカルな価値

環境	社会
人	地域

- エシカル消費の具体例

環境に配慮した消費

現代において、大量生産・大量消費・大量廃棄の暮らしによって、地球温暖化や海洋汚染などが発生し、生態系が破壊され、エネルギー資源が減少し、異常気象による農作物への被害などが深刻化しています。これらの諸問題に対応するため、環境に配慮した消費が必要です。



- エコ商品を選ぶ
- お買物のときにレジ袋の代わりにマイバッグを使う
- 資源保護の認証がある商品やCO2(二酸化炭素)削減の工夫をしている商品を購入する
- マイボトルを利用する
- 食品ロスを減らす
- 地域のルールに沿ったゴミの分別を徹底する など



人・社会に配慮した消費

私たちの身の周りにある食品や製品は、原材料の生産や加工など、私たちの手元に届くまでにたくさんの人が関わっています。原材料の多くを生産する発展途上国には、安い賃金で働いており十分に生活することができず、貧困に苦しむ人たちがいます。その中には、労働者として働き、学校に通えない子どもが多くいるのも事実です。また、障がい者が働く施設では、日用品などが製作されていますが、まだ多くの皆さんに浸透しているとはいえません。そして、その結果として障がい者の多くが、安い工賃で働いているという実態があります。こうした問題から、人や社会に配慮した消費が求められています。

- フェアトレード認証商品
- 売上金の一部が寄付につながる商品
- 障がい者支援につながる商品を選択する など



地域に配慮した消費

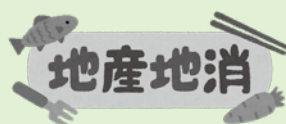
現代では、遠方で生産・製造された食材や商品がインターネットを通じて、いつでもどこでも好きなだけ購入できるネットワークが私たちの生活の中に浸透しています。

一方、私たちの住む日本は、山、森、川、海といった豊かな自然に加え、多様な気候や地形の影響もあり、全国各地でその土地特有の産物が作られたり、様々な地域社会が育まれたりしてきました。

「簡単」、「便利」に購入できることは魅力的ですが、「地域の振興」もお買物では大事な視点の一つです。

地元の本屋さん、電器屋さん、肉屋さんなどでお買物をしてみませんか？地元の食材を「選ぶ」ことや地元のお店で商品を「買う」ことは、地元を「応援する」ことにつながります。

- 地産地消
- 被災地で作られたものを購入することで被災地を応援する
- 伝統工芸品を購入する など



生活関連物資の価格調査

県では、「福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例」に基づき、県民生活との関連性が高い物資（生活関連物資）の需給および価格の動向を把握するため、毎月県内の店舗で価格調査および店頭観察を行っているほか、統計資料も利用して、県民へ情報を提供しています。

福井県のホームページで

毎月の実地調査結果15品目・総務省統計局公表の49品目・資源エネルギー庁公表の石油製品3品目の価格を見ることができます。

ホーム>くらし・環境>消費・生活
>消費生活に関する普及・啓発>

福井県 生活関連物資 価格調査結果

詳しくはこちらをご覧ください▶



ガソリン・灯油価格情報NAVIで

毎週のガソリン価格を見ることができます。

<https://oil-stat.com>

福井県を見るときは続けて後ろに

【/reg/福井県.html】



詳しくはこちらをご覧ください▶

家庭でできる省エネ

エアコンを上手に活用して節電効果アップ

- ▶無理のない範囲で室内温度を上げる。外気温度31℃の時、エアコン（2.2kW）の冷房設定温度を27℃から1℃上げた28℃で9時間/日使用

年間 で電気30.24kWhの省エネ、CO2削減量14.8kg…約**940円**の節約

- ▶設定温度28℃で1日1時間短縮

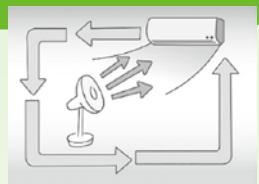
年間 で電気18.78kWhの省エネ、CO2削減量9.2kg…約**580円**の節約

- ▶フィルターを月に1回か2回清掃。フィルターが目詰りしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較

年間 で電気31.95kWhの省エネ、CO2削減量15.6kg…約**990円**の節約

ひと工夫でさらに快適さを向上（冷房効率を上げる）

- ▶レースのカーテンやすだれ、植物のグリーンカーテンで日光を遮る
- ▶扇風機、サーキュレーターなどを併用し、室内の冷気を循環させる



涼しく過ごすために習慣にしたいこと

- ▶外出前にはカーテンやブラインドを閉める
- ▶帰宅時は部屋にこもった熱を外に出す
- ▶打ち水や機能素材などで周囲も体も涼しく



室内温度は環境省が推奨する28℃が目安

フィルターは2週間に1回程度の清掃を

室外機の周りを整理
日除けカバーも効果的

参考：経済産業省資源エネルギー庁

遺伝子組み換え食品について

遺伝子組換え食品とは

遺伝子組換え（組換えDNA技術応用）食品とは、他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術（遺伝子組換え技術）を利用して作られた食品です。

厚生労働省：遺伝子組換え食品Q & A「A遺伝子組換え食品について」より

安全性確保の手続き

遺伝子組換え食品については、国内では厚生労働省が専門家で構成される食品安全委員会に安全性の評価を依頼し、当委員会の厳正な科学的評価により、安全性に問題がないとされた食品のみが流通します。

遺伝子組換え食品の表示について

遺伝子組換え食品には表示の義務があり、遺伝子組換え表示制度は、食品表示基準（食品表示法に基づく内閣府令）に定められています。

表示対象となるのは、流通が認められている「大豆」「とうもろこし」「なたね」「綿実」「ばれいしょ」「アルファルファ」「てん菜」「パパイヤ」「からしな」の9作物とその加工品です。

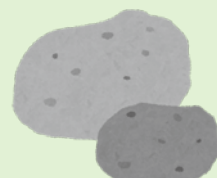
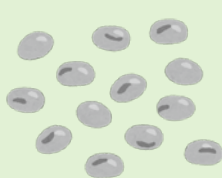
義務表示対象の食品(例)

農産物	大豆、とうもろこし、なたね、綿実、ばれいしょ、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな		
(例) 上記を主原材料とする加工食品	豆腐・油揚げ類 凍り豆腐 おから・ゆば 納豆 豆乳類 みそ 大豆缶詰および大豆瓶詰 きなこ 大豆いり豆	コーンスナック菓子 コーンスターチ ポップコーン 冷凍とうもろこし とうもろこし缶詰 とうもろこし瓶詰	ポテトスナック菓子 乾燥ばれいしょ 冷凍ばれいしょ ばれいしょでん粉等

※表示義務の対象となるのは主な原材料です。

（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料および添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの）

※しょうゆや植物油などは、最新の技術によっても組換えDNA等が検出できないため、任意表示となっています。

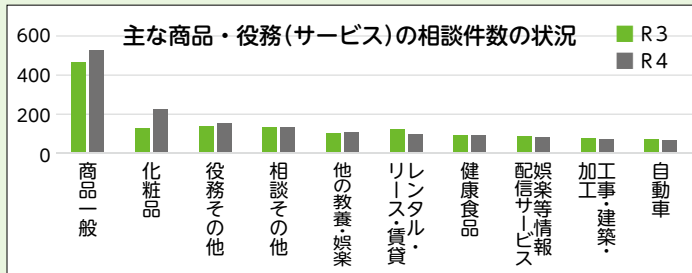


「県消費生活相談の概要」をお知らせします

1 消費生活相談って？

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。

相談件数は3,287件で、前年度から98件増加しました。



2 昨年度の主な相談状況をお知らせします

①若者(20歳代以下)の相談状況～社会経験の少ない若者トラブルはセンターに相談を～

昨年4月に成年年齢が18歳に引き下げられましたが、18・19歳の相談件数は28件で前年度より8件減少しました。

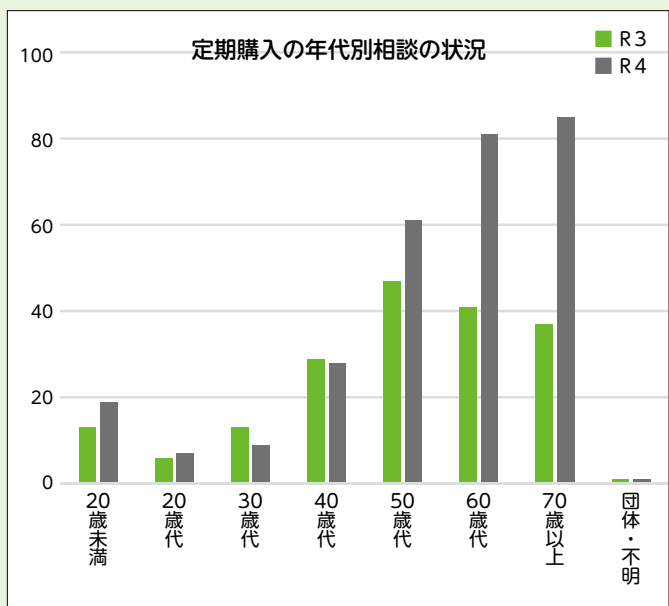
若者の相談件数は301件で全体に占める割合は9.2%、前年度から31件増加しました。

特に、21歳から24歳までの若者の相談件数は103件で、前年度(64件)より39件増加しています。

②定期購入の相談状況～「申込確認画面」は保存しましょう～

悪質な定期購入トラブルを防止する制度が昨年6月に施行しましたが、「お試しのつもりが定期購入だった」など定期購入に関する相談は291件で、前年度より104件増加しました。

このうち60歳以上の相談件数は166件、全体に占める割合は57.0%で、前年度より倍増しました。



注意しましょう!



①最初の通販サイト

消費者が「いつでも解約可能」などが表示された“購入回数の条件がない定期購入”に申込み。

②「特別割引クーポン」の利用を勧める画面

「注文完了画面」が表示されるが、「特別割引クーポン」が発行されました」とも表示され、「特別割引クーポン」を利用すると商品代金が割引きになると勧められる。消費者は商品代金の割引きのためにクーポンを利用する。

③注文完了画面

「注文完了画面」が表示されるが、コースが変更されたことについては記載されていない。消費者が気が付かないうちに“複数回の購入が条件の定期購入”に変更されている。

出典：国民生活センター

③副業(サイドビジネス商法)の相談状況

～簡単に儲かりません～

内職や副業、「簡単に儲かる」などの勧誘を受けるサイドビジネス商法の相談は48件で、前年度(44件)を4件増加しました。このうち「70歳以上」が8件、「60歳代」が6件と、両年代の件数は前年度より3倍超となりました。

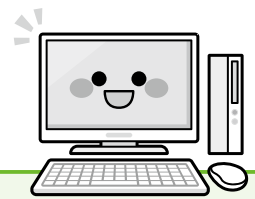
④開運商法の相談状況～お金を払うことで運が開けたり幸せになれません～

開運グッズや祈禱を勧める開運商法の相談は17件で、前年度(14件)を3件増加しました。

このうち「70歳代」が5件、「60歳代」が4件、「40歳代」と「50歳代」が3件で、中高年のトラブルが多くなっています。

受講生大募集！

自宅で学べる消費生活通信セミナー



期 間 令和5年9～11月

- 方 法**
- ①テキスト「2023年版くらしの豆知識」に沿って学習を進めます。
テキストから出題した演習問題を月1回（全3回）お送りします。
 - ②演習問題の解答とくらしに関する講座への参加（1回以上）またはレポートの提出を持って修了となります。
※解答用紙は郵送（用紙での提出）またはWebでの提出となります。

申込方法 受講申込書を下記URLからダウンロードし、必要事項を御記入のうえ、資料送付代(84円切手10枚)を同封して郵送にてお申込みください。

申込締切 令和5年8月10日(木)

くらしの基本セミナー10回連続講座

参加費 無料

定 員 20名(先着順)

日 時 9月8日～12月1日(10月13日、11月3日、11月17日を除く毎週月曜日)10:00～12:00

内 容 消費生活の問題について身近で話題性のあるテーマを取り上げ、大学の先生や各方面の専門家を講師にお招きし、専門知識を学びます。

- 会 場**
- 福井県民生協 本部センター会議室（福井市開発5-1603）
※同所を拠点としたオンライン形式でも配信します。
 - アオッサ会議室・福井県消費生活センター商品テスト室（福井市手寄1-4-1）

対 象 一般県民。※基本10回参加できる方。

- テ ー マ**
- | | |
|-----------------|----------------|
| ① エシカル消費のすすめ | ⑥ 明日に備える防災の心得 |
| ② もったいないを見直すレシピ | ⑦ 商品テストを体験しよう |
| ③ 持続可能な食の未来 | ⑧ 温暖化防止に繋がる工夫 |
| ④ 物価高に負けない家計管理 | ⑨ いまどきのネットトラブル |
| ⑤ コロナ禍の住まいの見直し | ⑩ 消費者市民社会の実現 |

申込締切 令和5年9月4日(月) お電話またはホームページからお申込みください。

親子体験講座

参加費 無料

日 時 7月22日(土) 10:00～12:30

内 容 楽しくまなぼうSDGs♪～SDGsカードゲーム&ミツロウラップ作り～。

講 師 2030SDGs公認ファシリテーター／高井 健史氏
ミツロウラップ作り講師／前田 和代氏（アノミアーナ）

会 場 福井県民生協 本部センター（福井市開発5-1603）

対 象 県内小学生とその保護者（親子12組／約30名）

申込締切 令和5年7月15日(土) お電話またはホームページからお申込みください。
※定員になり次第締切

問合せ・申込先 公益社団法人ふくい・くらしの研究所 〒910-0842 福井市開発5-1603

[TEL] 0776-52-0626 [URL] <http://www.kuranavi.jp/>

※上記セミナーは福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

消費生活トラブルに関する

専門家による相談会

無料

要予約

開設時間 / 14:00~16:00

7~9月の開設日

分野	7月		8月		9月	
福井弁護士会 (法律)	4日(火)	県消費生活センター	1日(火)	県消費生活センター	5日(火)	県消費生活センター
	13日(木)	県嶺南消費生活センター	10日(木)	県嶺南消費生活センター	14日(木)	県嶺南消費生活センター
	19日(水)	県消費生活センター	16日(水)	あわら市消費者センター	20日(水)	県消費生活センター
司法書士(法律)	27日(木)	県嶺南消費生活センター	24日(木)	県嶺南消費生活センター	28日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

消費生活のご相談は… 土日でも相談を受け付けています

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

受付時間 / 9:00~17:00 (祝日・年末年始は休館)

(※県嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です)

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟 3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

オンラインでも受け付けています
(事前申し込みが必要です)

🖥️ ホームページ
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

📘 フェイスブック
<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

福井県 消費生活 検索

灵感商法・開運商法に関するご相談は、
法テラス・灵感商法等対応ダイヤル

☎ 0120-005931

※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン **188**
局番なし

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。
※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい
ツイッター

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてくだ
さい。

発行日 / 令和5年6月